令和8年第3回定例会　議案第60号に対する反対討論

石﨑遊太

議案第60号、令和7年度三浦市一般会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

私が本決算の認定に反対する理由は、旧下宮田市営住宅跡地の返還事業における予算執行を、適正なものと認めることができない、その一点であります。

市は、補正予算案の審査において、この土地を「畑の状態に戻して返す」と明言しました。

議会は、その目的が果たされることを前提として、予算を可決したのであります。

ところが、本定例会の一般質問及び決算審査を通じて、市が、「実際に農地として原状回復できたこと」ではなく、「土地の引渡しについて、地権者から了承を得たこと」をもって、事業を完遂したと整理している事実が、より鮮明になりました。

地権者から引渡しの了承を得たからといって、農地として原状回復するという、本来の事業目的まで達成されたことにはなりません。

現に、市が農地として適切に原状回復することを前提として、賃貸借契約の解消に合意した地権者の一人からは、返還後の土地では耕作に支障があるとして、改めて原状回復を求める申入れがなされています。

この事実に照らしても、当初の事業目的が達成されたとは、到底認められません。

議会に示した目的を執行の段階で矮小化し、それをもって事業を完遂したとする市の姿勢は、予算を議決した議会の意思を軽んじ、行政への信頼を損なうものであります。

そして、特に看過できないのが、この事業における事故繰越しの適用です。

地方自治法第220条第3項ただし書に基づく事故繰越しは、年度内に支出負担行為をしたものの、「避けがたい事故」によって年度内に支出を終えられなかった場合にのみ認められる、例外的な措置です。

出口市長は、当初想定していなかった「大小の石」が地中にあることが判明し、年度内に工事を完了できなくなったことを、事故繰越しの理由として説明しました。

しかし、ここで焦点となるのは、 その事態が、必要な事前調査を行っても、なお回避できなかった「避けがたい事故」に当たるのか、という点です。

市は、過去の住宅除却工事で、設計数量と実際の廃棄物搬出量に大きな乖離があったことを把握していました。

だからこそ、地中の状況を十分に調査し、必要な工事内容、期間及び費用を見定めるべきでした。

しかし、市は、経済的合理性を優先し、十分な事前調査を“あえて”行わないという判断の下、工事に着手しました。

必要な調査を自らの判断で省いたにもかかわらず、工事着手後に石や瓦礫等が見つかり、工事が年度内に完了できなくなった事態を、なぜ「避けがたい事故」と整理できるのでしょうか。

問われているのは、今回、法が例外として認める事故繰越しを適用できるのかという、予算執行の適法性です。

この重大な疑義を解消するに足る市側の説明は、決算審査においても、全く示されませんでした。

本件は、事業目的の取扱い、工事設計、地権者である市民への対応、議会への説明、関係部署間の連携に至るまで、行政事務の基本が問われる問題であります。

議会がその監視機能を果たす以上、こうした実態を前に、本決算を適正なものとして認定することはできません。

以上の理由から、本決算の認定に反対することを改めて申し述べ、わたくしの討論を終わります。